

松阪市社会福祉協議会子どもの居場所づくり助成事業要綱内規

(趣旨)

この内規は、松阪市社会福祉協議会子どもの居場所づくり助成事業要綱の別に定める事項を定めるものとする。

(助成審査基準)

- (1) 助成の対象となる事業の目的が適切であること。
- (2) 事業計画・内容が明確で具体的であること。
- (3) 助成の目的を有効に達成できる見込みであること。
- (4) 事業の実施に必要な経費に申請団体の自己資金を充てていること。
- (5) 自己財源確保のため自助努力をしていること。

(対象経費)

消耗品費、食材料費、印刷製本費、教材費、会場使用料、保険料、団体の外部から招く講師又は指導者に対する謝金および交通費等

(助成金の制限)

この助成金の使用に当たっては、次の制限を設ける。事前に確認の上、収支計画を作成すること。

- (1) 助成金を食糧費の支出に充てることは認められない。団体独自の経費で負担すること。
- (2) 助成金を上部組織や加盟組織への入会費、年会費等の支出に充てないこと。団体独自の経費で負担すること。
- (3) 前年度の決算において多額の繰越金がある場合や申請時に多額の予備費等が計上されている場合は、助成金を受けられない場合がある。
- (4) 本助成金を利用して備品（3万円以上の物品）を購入することは認められない。
- (5) 本助成金を利用して用具や機材等、活動に必要な物品の購入を考えている場合は、事業実施上における必要性を考慮して判断するものとする。見積書、カタログ等を添付すること。
- (6) 1人1回当たり2万円を超える高額な謝礼は、対象経費として認められない。
- (7) 日常の活動に要する交通費は、対象経費として認められない。
- (8) 本助成金以外の助成金および補助金との併用は認められない。

(その他必要事項)

この内規に定めるもののほか、必要な事項は社会福祉法人松阪市社会福祉協議会会長が定める。

【附 則】

この内規は平成31年4月1日から施行する。